

振り込め詐欺の手口は4つ

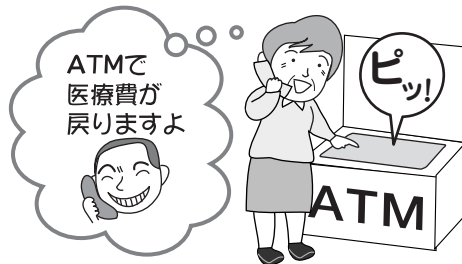
オレオレ詐欺

電話で身内(特に子どもや孫)になりすまし、「会社の金を使い込んだ」「友人の借金の保証人になった」「交通事故を起こして示談金が必要」などの名目で銀行口座に早急に現金を振り込ませる。泣くまねをしていたり、「風邪で声が変わる」と言い、本人かどうか確認できないことが多い。また、警察官や弁護士、事故の被害者など複数の役割を分担し、もっともらしいストーリーを展開する犯人グループも。



還付金等詐欺

電話で市役所や社会保険事務所などの職員を名乗り、「税金の差額分を返す」「医療費の還付金がある」などとキャッシュカードを持ってATM(現金自動預払機)に行くように指示。そこから携帯電話でATMの操作を巧みに誘導し、被害者の預貯金を犯人の銀行口座に送金させる。



架空請求詐欺

電話やインターネット、はがきで「有料アダルトサイトの延滞料金が発生している」「懸賞に当選したので購入代金が必要」など、身に覚えのない架空の事実を口実にその料金を請求し、銀行口座に現金を振り込ませる。法律事務所をかたり「支払わない場合は裁判所に出頭してもらう」と脅し文句を記載する場合も。

融資保証金詐欺

実際には融資しないにもかかわらず、チラシやダイレクトメール、Eメールを利用して「融資する」との勧誘を行い、融資を申し込んだ人に対し「支払い能力を確認するのでもず振込みを」「ブラックリストから削除する手数料」などの名目で銀行口座に現金を振り込ませる。

※還付金等詐欺以外の3つは、「エクスパック」に現金を入れて郵便局やコンビニで送付させることも。

被害防止のキーワード

「電話はあわず冷静に」

- 「携帯電話の番号を変えた」は要注意! 犯人が身内を装う場合、事前にその番号を連絡してくることが多い。必ず元の番号に電話をかけて確認。
- 電話に出る際、家族だけの「合言葉」を決めておく。家族しか知らない旅行の思い出、好物など、犯人が学校名簿などで入手できない情報に。
- 常に留守番電話をセット。「お名前・ご用件をどうぞ、身内の人は合言葉をどうぞ」などと対応メッセージを吹き込んでおき、相手が確認できたら電話を取るように心掛ける。

※警察が示談の仲介、弁護士などが電話で示談金の振り込み指示をすることはありません!

「お金はすぐに振り込まない」

- 「時間がない」「今日中に」はうそ! 振り込む前に必ず本人やほかの家族に連絡して事実を確認。
- ATMの一日の利用限度額を引き下げておく。万が一被害に遭っても、利用限度額までしか引き出せないのが最小限の被害にできる。

※ATMからお金が戻ってくることはありません!

「迷わず誰かに相談する」

- 「おかしい」と思ったら自分だけで悩まずに、家族や警察に相談。
- 別居している家族や親類にはこまめに連絡を取り、近況報告だけではなく振り込め詐欺の対策も話し合う。

問い合わせ先: 防犯対策室
(258) 5707

- 武南警察署
(286) 0110
- 川口警察署
(253) 0110

不審な電話があったときには、すぐに警察に相談を!

また、現時点で「世帯構成や銀行口座番号などの個人情報照会をする」ことも絶対にありません。

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」に注意!

ちよつと待って!

その話、

「振り込め詐欺」かも!

全国規模で発生し、甚大な被害をもたらしている「振り込め詐欺」。被害者をだます手口はますます複雑・巧妙化し、川口市でも昨年だけで67件、1億円を超える被害が報告されています(11月末現在)。「自分だけは大丈夫」と思っていますか? 「振り込め詐欺」は身近な犯罪です。被害に遭わないために家庭や職場、地域社会で助け合いながら、しっかりと対策をとりましょう。